

救護に関する技術的事項を管理する者の選任の特例許可申請書

仕事の種類	安衛法施行令第9条の2 第1号(ずい道) 第2号(圧気)	工期	年 月 日
工事の名称		~	年 月 日
工事の場所	電話()		
安衛則第24条の3第2項各号に該当することとなる日	年 月 日		
事業場に専属の者を選任できない理由			

年 月 日

事業者 職氏名

印

労働局長 殿

- 備考 1 「仕事の種類」の欄は、該当する区分に を付すこと。
「仕事の種類」の欄の区分 第1号 ずい道等の建設の仕事で、出入り口からの距離が1,000メートル以上の場所において作業を行うこととなるもの及び深さが50メートル以上となるたて坑(通路として用いられるものに限る。)の掘削を伴うもの。
第2号 圧気工法による作業を行う仕事で、ゲージ圧力0.1メガパスカル以上で行うこととなるもの。
- 2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。